千代田区立幼稚園教育職員の人事考課に関する規則等の一部を改正する規則

(千代田区立幼稚園教育職員の人事考課に関する規則の一部改正)

第1条 千代田区立幼稚園教育職員の人事考課に関する規則(平成13年千代田区教育委員会規則第 12号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)

千代田区立幼稚園教育職員の人事評価に関す る規則

(目的)

律第261号) 第23条の2第2項の規定に基づき必 要な事項を定めるとともに、同条第1項の規定 に基づき、千代田区教育委員会(以下「教育委 員会」という。) が千代田区立幼稚園に勤務す る幼稚園教育職員(幼稚園教育職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区 条例第34号) 第2条に規定する職員をいう。以 下「職員」という。) について、職員がその職 務を遂行するに当たり発揮した能力及びその職 務において挙げた業績に応じた適正な人事評価 を行うことにより、職員の資質能力の向上及び 幼稚園組織の活性化を図ることを目的とする。

(人事評価)

- る。
- 2~3 (現行に同じ)

(対象となる職員の範囲)

- 下「教育長」という。) の指定する者を除く。 (定期評価)
- 第6条 定期評価は、次に掲げる職員を除く職員第6条 定期評価は、次に掲げる職員を除く職員 下「評価基準日」という。)として実施する。
 - (1) 条件付採用期間中の職員
 - (2)(現行に同じ)

(特別評価)

- 第7条 特別評価は、次に掲げる職員について、|第7条 特別評価は、次に掲げる職員について、 する。
 - (1) 前条第1号に掲げる職員で、その採用の 日から起算して5月を経過するもの

 $(2) \sim (3)$ (現行に同じ)

- 第11条 相対評価は、職員の業績を当該職員の<mark>任</mark>第11条 相対評価は、職員の業績を当該職員の給 用、給与、分限、選考その他人事管理に適切に
- 2~3 (現行に同じ)

(秘密の保持)

反映させるために行うものとする。

旧(現 行)

千代田区立幼稚園教育職員の人事考課に関す る規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法 律第261号) 第40条第1項の規定に基づき、千代 田区教育委員会(以下「教育委員会」という。) が千代田区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に 関する条例(平成12年千代田区条例第34号)第 2条に規定する職員をいう。以下「職員」とい う。) について、能力と業績に応じた適正な人 事考課を行うことにより、職員の資質能力の向 上及び幼稚園組織の活性化を図ることを目的と する。

(人事考課)

- 第2条 <mark>人事評価</mark>は、自己申告及び業績評価とす|第2条 人事考課は、自己申告及び業績評価とす る。
 - $2 \sim 3$ (略)

(対象となる職員の範囲)

- 第3条 <mark>人事評価</mark>は、すべての職員について実施<mark>第3条 人事考課は、すべての職員について実施</mark> する。ただし、千代田区教育委員会教育長(以)する。ただし、千代田区教育委員会教育長(以 下「教育長」という。) の指定する者を除く。 (定期評価)
 - について、毎年度1回、3月31日を基準日(以) について、毎年度1回、3月31日を基準日(以 下「評価基準日」という。)として実施する。
 - (1) 条件付採用期間が1年であって、条件付 採用期間中の職員
 - (2) (略)

(特別評価)

- 教育長が別に定める日を評価基準日として実施 教育長が別に定める日を評価基準日として実施 する。
 - (1) 前条第1号に掲げる職員で、その採用の 日から起算して10月を経過するもの

 $(2) \sim (3)$ (略)

- 与、昇任その他の人事管理に適切に反映させる ために行うものとする。
- $2 \sim 3$ (略)

(秘密の保持)

第14条 人事評価に携わる職員は、関係法令を遵第14条 人事考課に携わる職員は、関係法令を遵

守して、秘密を保持しなければならない。 (書類の保管等)

第15条 (現行に同じ)

- 2 教育長は、職員が評価書の開示を申し出た場 2 教育長は、職員が評価書の公開を申し出た場 合は、当該職員に係る記録のうち、教育長が人合は、当該職員に係る記録のうち、教育長が人事 事管理上支障がないと認めた部分について本人管理上支障がないと認めた部分について本人に対 に対して開示することができる。
- 3 教育長は、開示された評価結果に関する被評 価者からの苦情について適切な措置を講ずるも のとする。

(委任)

(委任)

第15条

(書類の保管等)

(略)

して公開することができる。

- 第16条 この規則に定めるもののほか、<mark>人事評価</mark>第16条 この規則に定めるもののほか、人事考課 の実施について必要な事項は、教育長が定める。 の実施について必要な事項は、教育長が定める。
- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(千代田区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部改正)

第2条 千代田区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則(平成13年教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

新(改正後)

千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関 する規則

(目的)

経営における業績を正確かつ客観的に把握する とともに、これを評価し、その結果を幼稚園教 育管理職の任用、給与、分限、選考その他人事 管理に反映することにより、公正かつ科学的な 人事管理を行い、もって幼稚園教育の一層の充 実を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用第2条 この規則において、次の各号に掲げる用 による。
 - (1) (現行に同じ)
 - (2) 業績評価 地方公務員法(昭和25年法律 第261号) 第23条の2第1項の規定に基づき、 千代田区教育委員会が行う幼稚園教育管理職 の挙げた幼稚園経営における業績を把握し、 評価するほか、職務遂行に当たっての適性等 を把握することをいう。
 - (3) 自己申告 職務について達成すべき目 標、設定した職務目標に関する具体的成果等 についての被評価者の申告をいう。

(業績評価の実施の範囲)

第3条 <mark>業績評価</mark>は、千代田区教育委員会教育長<mark>第3条 業績評定は、千代田区教育委員会教育長</mark> (以下「教育長」という。) の指定する者を除 き、幼稚園教育管理職について実施する。

旧 (現 行)

守して、秘密を保持しなければならない。

千代田区立幼稚園教育管理職の業績評定に関 する規則

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育管理職の幼稚園第1条 この規則は、幼稚園教育管理職の幼稚園 経営における業績を正確かつ客観的に把握する とともに、これを評定し、その結果を幼稚園教 育管理職の任用、給与、選考等に反映すること により、公正かつ科学的な人事管理を行い、も って幼稚園教育の一層の充実を図ることを目的 とする。

(定義)

- 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) (略)
 - (2) 業績評定 地方公務員法 (昭和25年法律 第261号) 第40条第1項の規定に基づき、千代 田区教育委員会が行う幼稚園教育管理職の幼 稚園経営における業績を把握し、<u>評定</u>するほ か、職務遂行に当たっての適性等を把握する ことをいう。
 - (3) 自己申告 職務について達成すべき目 標、設定した職務目標に関する具体的成果等 についての被評定者の申告をいう。

(業績評定の実施の範囲)

(以下「教育長」という。) の指定する者を除 き、幼稚園教育管理職について実施する。

(業績評価の基準日)

期基準日」という。)及び3月31日(以下「後 期基準日」という。)とする。

(業績評価の対象期間)

第5条 <mark>業績評価</mark>の対象となる期間(以下「対象<mark>第5条 業績評定の対象となる期間(以下「対象</mark> 期間」という。)は、前期基準日にあっては当 該基準日の属する年の4月1日から9月30日ま で、後期基準日にあっては当該基準日の属する 年の前年の10月1日から当該基準日の属する年 の3月31日までとする。ただし、当該対象期間 の途中に幼稚園教育管理職に採用された者、幼 稚園教育管理職に昇任を命ぜられた者又は幼稚 園教育管理職で転任を命ぜられた者について は、その採用、昇任又は転任の日からを対象期 間とする。

(評価者)

第6条 <u>評価者</u>は、次のとおりとする。

<u>被評</u> 価者	第1次評価者	<u>第2次</u> 評価者	<u>最終評</u> 価者
園長	千代田区教育委員会 事務局子ども部教育 担当部長(以下「教 育担当部長」とい う。)	_	教育長
副園	園長	教育担	
反		当部長	

2 教育長は、前項に定める者が評価を実施する2 ことが困難と認められる場合は、前項の規定に かかわらず別に<u>各評価者</u>を指定することができ る。

(業績評価の方法)

- 第7条 <mark>業績評価</mark>は、<mark>第1次評価及び第2次評価</mark>第7条 業績評定は、第1次評定及び第2次評定 にあっては<u>絶対評価、最終評</u>価にあっては相対 評価で行う。
- 2 前項の相対評価の配分率は、園長又は副園長 2 のそれぞれについて、教育長が別に定める。

(評価者の責務)

- 第8条 <u>評価者</u>は、<u>被評価者</u>からの自己申告を参<mark>第8条 <u>評定者</u>は、<u>被評定者</u>からの自己申告を参</mark> 考にして、被評価者の業績について公正に<mark>評価</mark> し、幼稚園教育管理職業績評価書(以下「評価 書」という。) に記録するものとする。
- 2 <u>第1次評価者</u>は、<u>評価後</u>直ちに<u>評価書を第2</u>2 次評価者に提出するものとする。
- 3 第2次評価者は、第1次評価者の評価結果を3 参考に<u>評価し、評価後</u>直ちに<u>評価書</u>を<u>最終評価</u> 者に提出するものとする。
- 4 最終評価者は、第1次評価者及び第2次評価4 <u>者</u>の<u>評価結果</u>を参考に<u>評価</u>を行うものとする。 (自己申告)
- 第9条 <u>最終評価者</u>は、<u>業績評価</u>に当たっては、第9条 <u>最終評定者</u>は、<u>業績評定</u>に当たっては、

(業績評定の基準日)

第4条 <mark>業績評価</mark>の基準日は、9月30日 (以下 「前第4条 業績評定の基準日は、9月30日 (以下 「前 期基準日」という。)及び3月31日(以下「後 期基準日」という。)とする。

(業績評定の対象期間)

期間」という。)は、前期基準日にあっては当 該基準日の属する年の4月1日から9月30日ま で、後期基準日にあっては当該基準日の属する 年の前年の10月1日から当該基準日の属する年 の3月31日までとする。ただし、当該対象期間 の途中に幼稚園教育管理職に採用された者、幼 稚園教育管理職に昇任を命ぜられた者又は幼稚 園教育管理職で転任を命ぜられた者について は、その採用、昇任又は転任の日からを対象期 間とする。

(評定者)

第6条 <u>評定者</u>は、次のとおりとする。

被評 定者	第1次評定者	<u>第2次</u> 評定者	
園長	千代田区教育委員会 事務局子ども部長 (以下「 <u>子ども部長</u> 」 という。)		教育長
副 園 長	園長	子 <i>ども</i> 部長	

教育長は、前項に定める者が評定を実施する ことが困難と認められる場合は、前項の規定に かかわらず別に各評定者を指定することができ る。

(業績評定の方法)

- にあっては<u>絶対評定</u>、<u>最終評定</u>にあっては<u>相対</u> 評定で行う。
- 前項の相対評定の配分率は、園長又は副園長 のそれぞれについて、教育長が別に定める。

(評定者の責務)

- 考にして、被評定者の業績について公正に評定 し、幼稚園教育管理職業績評定書(以下「評定 書」という。) に記録するものとする。
- <u>第1次評定者は、評定後</u>直ちに<u>評定書を第2</u> 次評定者に提出するものとする。
- 第2次評定者は、第1次評定者の評定結果を 参考に<u>評定し、評定後</u>直ちに<u>評定書</u>を<u>最終評定</u> 者に提出するものとする。
- 最終評定者は、第1次評定者及び第2次評定 <u>者の評定結果</u>を参考に<u>評定</u>を行うものとする。 (自己申告)

被評価者に対して自己申告を求めるものとす る。

- 2 最終評価者は、第1次評価者及び第2次評価2 最終評定者は、第1次評定者及び第2次評定 者と協議し、被評価者に対して自己申告につい て適切な指導及び助言を行う。
- 第1項の自己申告の実施については、教育長3 が別に定める。

(評価書の効力等)

- 第10条 評価書の効力は、当該評価書に係る幼稚 園教育管理職に関し、新たに評価書が作成され るまでの間の当該幼稚園教育管理職の業績を示 すものとみなす。
- 2 評価書は教育長が保管する。 (秘密の保持)

守して、秘密を保持しなければならない。

の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

被評定者に対して自己申告を求めるものとす

- 者と協議し、被評定者に対して自己申告につい て適切な指導及び助言を行う。
- 第1項の自己申告の実施については、教育長 が別に定める。

(秘密の保持)

<mark>第11条 業績評価</mark>に携わる職員は、関係法令を遵<mark>第10条 業績評定に携わる職員は、関係法令を遵</mark> 守して、秘密を保持しなければならない。 (委任)

<u>第12条</u> この規則に定めるもののほか、<u>業績評価</u>第11条 この規則に定めるもののほか、<u>業績評定</u> の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下 線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(千代田区立九段中等教育学校教育職員の人事考課に関する規則の一部改正)

第3条 千代田区立九段中等教育学校教育職員の人事考課に関する規則(平成19年教育委員会規則 第2号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)

千代田区立九段中等教育学校教育職員の人事 評価に関する規則

(目的)

律第261号) 第23条の2第2項の規定に基づき必 要な事項を定めるとともに、同条第1項の規定 に基づき、千代田区教育委員会が千代田区立九 段中等教育学校に勤務する区費負担に係る教育 職員(千代田区立九段中等教育学校教育職員の 勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17 年千代田区条例第33号) 第2条に規定する教育 職員をいう。以下「職員」という。)について、 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能 力及びその職務において挙げた業績に応じた適 正な人事評価を行うことにより、職員の資質能 力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目 的とする。

(職員の人事評価)

旧(現行)

千代田区立九段中等教育学校教育職員の人事 考課に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法<mark>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法</mark> 律第261号) 第40条第1項に基づき、千代田区教 育委員会が千代田区立九段中等教育学校に勤務 する区費負担に係る教育職員(千代田区立九段 中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例(平成17年千代田区条例第33号) 第2条に規定する教育職員のうち、主幹教諭、 教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師 (常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第 1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限 る。)及び実習助手をいう。以下「職員」とい う。) について、能力と業績に応じた適正な人 事考課を行うことにより、職員の資質能力の向 上及び学校組織の活性化を図ることを目的とす る。

(職員の人事考課)

第2条 職員の人事評価に関する事項について第2条 職員の人事考課に関する事項について

は、東京都区市町村立学校教育職員の人事考課 に関する規則(平成11年東京都教育委員会規則 第57号)の適用を受ける職員の例による。

(委任)

の実施について必要な事項は、千代田区教育委 員会教育長が定める。

は、東京都区市町村立学校教育職員の人事考課 に関する規則(平成11年東京都教育委員会規則 第57号)の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、<mark>人事評価</mark>第3条 この規則に定めるもののほか、人事考課 の実施について必要な事項は、千代田区教育委 員会教育長が定める。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則の一部改正)

第4条 千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則(平成18年教育委員会規 則第16号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)

千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績 評価に関する規則

(目的)

学校経営における業績を正確かつ客観的に把握 するとともに、これを評価し、その結果を当該 教育管理職の任用、給与、分限、選考その他人 事管理に反映することにより、公正かつ科学的 な人事管理を行い、もって学校教育の一層の充 実を図ることを目的とする。

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用<mark>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用</mark> 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1)(現行に同じ)
 - (2) 業績評価 地方公務員法 (昭和25年法律) 第261号) 第23条の2第1項の規定に基づき、 千代田区教育委員会が中等教育学校教育管理 職の挙げた学校経営における業績を把握し、 評価するほか、職務遂行に当たっての適性等 を把握することをいう。
 - (3) 自己申告 職務について達成すべき目 標、設定した職務目標に関する具体的成果等 についての被評価者の申告をいう。

(教育管理職の業績評価等)

第3条 中等教育学校教育管理職の<mark>業績評価</mark>及び<mark>第3条 中等教育学校教育管理職の業績評定及び</mark> 自己申告に関する事項については、東京都区市 町村立学校教育管理職の業績評定に関する規則 (平成7年東京都教育委員会規則第17号。以下 「都規則」という。)の適用を受ける教育管理 職の例による。ただし、都規則中最終調整者に 関する規定は適用しないものとし、都規則第6 条の表中「区市町村教育委員会人事担当部長」

旧(現行)

千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績 評定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、中等教育学校教育管理職の第1条 この規則は、中等教育学校教育管理職の 学校経営における業績を正確かつ客観的に把握 するとともに、これを評定し、その結果を当該 教育管理職の任用、給与、選考等に反映するこ とにより、公正かつ科学的な人事管理を行い、 もって学校教育の一層の充実を図ることを目的 とする。

(定義)

- 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1)(略)
 - (2) 業績評定 地方公務員法 (昭和25年法律 第261号) 第40条第1項の規定に基づき、千代 田区教育委員会が行う中等教育学校教育管理 職の学校経営における業績を把握し、評定す るほか、職務遂行に当たっての適性等を把握 することをいう。
 - (3) 自己申告 職務について達成すべき目 標、設定した職務目標に関する具体的成果等 についての被評定者の申告をいう。

(教育管理職の業績評定等)

自己申告に関する事項については、東京都区市 町村立学校教育管理職の業績評定に関する規則 (平成7年東京都教育委員会規則第17号。以下 「都規則」という。)の適用を受ける教育管理 職の例による。ただし、都規則中最終調整者に 関する規定は適用しないものとし、都規則第6 条の表中「区市町村教育委員会人事担当部長」

とあるのは「千代田区教育委員会事務局子ども 部教育担当部長」とし、都規則第7条第1項中 「第一次評定にあっては絶対評定、最終評定に あっては相対評定」とあるのは「絶対評価」と する。

ことが困難と認められる場合は、前項の規定に かかわらず別に各評価者を指定することができ る。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、<mark>業績評価</mark>第4条 この規則に定めるもののほか、業績評定 の実施に関し必要な事項は、千代田区教育委員 会教育長が定める。

とあるのは「千代田区教育委員会事務局子ども 部長」とし、都規則第7条第1項中「第一次評 定にあっては絶対評定、最終評定にあっては相 対評定」とあるのは「絶対評定」とする。

2 教育長は、前項に定める者が評価を実施する2 教育長は、前項に定める者が評定を実施する ことが困難と認められる場合は、前項の規定に かかわらず別に各評定者を指定することができ

(委任)

の実施に関し必要な事項は、千代田区教育委員 会教育長が定める。

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区立幼稚園教育職員の人事評 価に関する規則、千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則、千代田区立九段中等教育 学校教育職員の人事評価に関する規則及び千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評価に関 する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。